

障がい者活躍推進計画

令和2年3月

東 秩 父 村

東秩父村教育委員会

I はじめに

令和2年4月に障害者雇用促進法が一部改正されることに伴い、障がい者の雇用を一層促進するため、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用するように努めなければならないことが明記され、厚生労働大臣が定める指針に即して、「障がい者活躍推進計画」を作成することとされました。

障がい者の活躍とは、障がい者一人ひとりが能力を有効に発揮できることであり、障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進めるなど、雇用の質を確保するための取り組みを推進することが必要です。

本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向け、しっかりと取り組んでいきましょう。

II 計画期間

東秩父村では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

III 計画の公表及び職員への周知

計画に基づく取り組み状況などについて、ホームページへの掲載等により公表します。

また、計画の内容について、全ての職員が知り得るように、グループウェア等に掲載し、職員への周知を図ります。

IV 障がい者雇用に関する課題

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、「自ら率先して障がい者を雇用するように努めなければならない」とされ、障がい者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い法定雇用率が設定されています。

令和元年6月1日現在、東秩父村及び東秩父村教育委員会では法定雇用障害者数を達成しています。今後も法定雇用障害者数を維持していきます。

V 障がい者雇用に関する目標

1 採用に関する目標

- 東秩父村については、法定雇用率を維持することとします。
- 東秩父村教育委員会については、障がい者枠の採用を検討します。

2 定着に関する目標

- 不本意な離職者を極力生じさせないようにします。
※不本意な離職とは、本人都合以外での離職を指します。

VI 具体的な取組

1 障がい者の活躍を推進する体制整備

- 障害者雇用推進者として総務課長を選任します。
- 職員研修等を行い、障がいそのものへの理解を深めます。

2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障がい者が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討していきます。
- 身体障がい等により従来の業務遂行が困難との相談があった場合は、必要に応じて労働局と協議しながら、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 人事評価の面接の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、必要な措置を講じることとします。なお、措置を講じるにあたり、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
- 障がい者である職員からの希望があった場合など、必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調への配慮に努めます。

4 その他

○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。